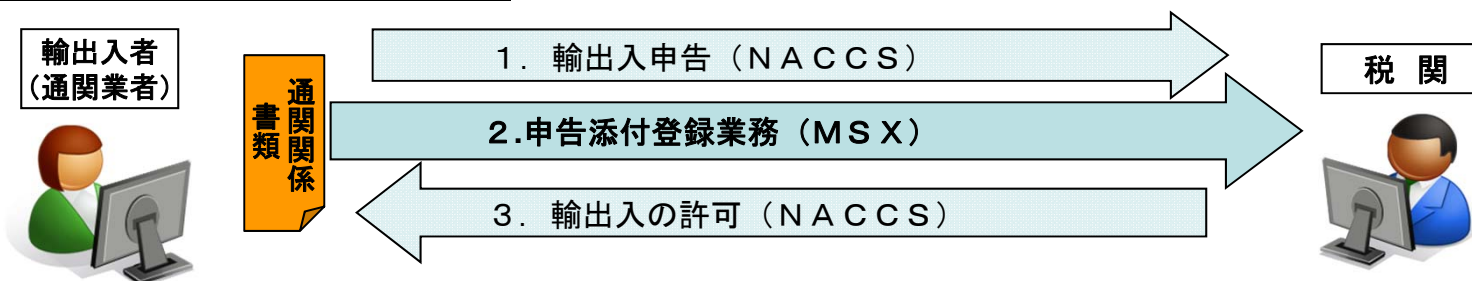


通関関係書類の電磁的記録による提出について

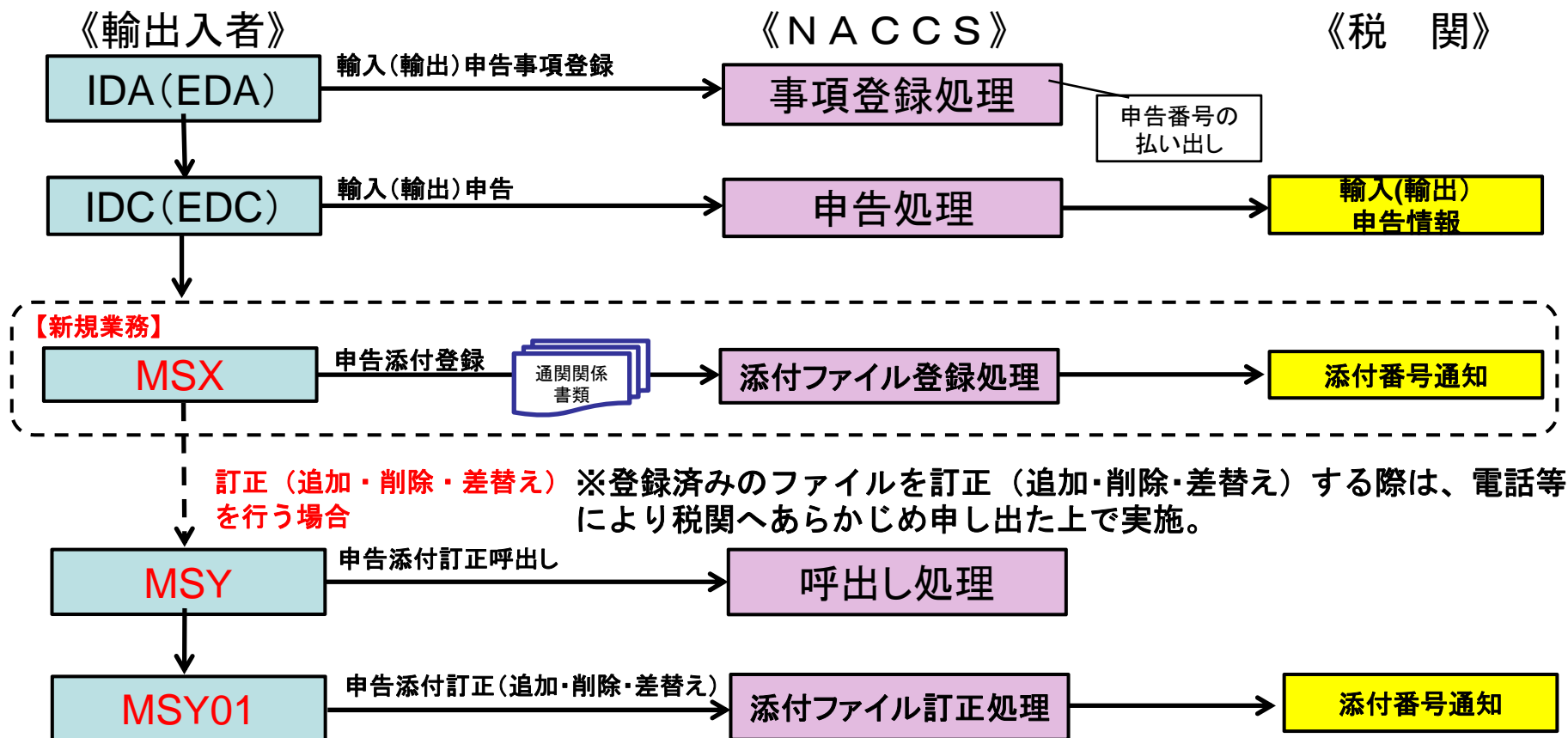
平成25年7月
財務省関税局業務課

1. 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要

1. 電磁的記録による提出のイメージ



2. 業務フローイメージ



2. 通関関係書類の電磁的記録による提出①

1. 申告添付登録業務（MSX）に係る運用方針

(1) 添付容量及び提出可能な電子ファイル等

① 電磁的記録とは、関税法第15条第14項に規定する電子データをいう。

(参考) 関税法第15条第14項より引用

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

② 添付可能なファイルはPDF形式、Word形式、Excel形式、TIFF形式、JPEG形式、BITMAP形式、GIF形式、TEXT形式及びXML形式（マクロ付のExcelやWord、ZIP、JET、HTMLはセキュリティ上添付不可。）。

③ 1回の申告添付登録あたり、ファイル数は最大10ファイルであり、1ファイルの最大容量は最大500KB、合計容量は最大3MB。

(注) 削除・訂正ファイルを含め最大50ファイル、3MB。50ファイルのうち有効ファイルとしての登録は10ファイルまで。

④ 電磁的記録により提出される書類の解像度は、関税法施行規則で定める保存基準と同程度の水準を充足する必要があることから、200dpi以上とし、原則として、白黒のファイルでの提出を可能とするよう通達に規定する。

⑤ 電磁的記録により提出された書類が不鮮明であり、税関の審査に支障がある場合は、再度提出を求めるとするよう通達に規定する。

⑥ 再度提出する場合は、電磁的記録により提出した書類を削除したうえで、改めて電磁的記録により提出することとなる。この際、書類区分ごとに提出されている場合は、該当する書類のみを削除・再提出することとなるが、「AL」や「OT」等の複数書類を1つのファイルにまとめて提出されている場合は、当該ファイルを削除したうえで、再度、当該ファイルに係る全ての書類を提出することとなる。

また、書面(紙)により再度提出する場合は、申告添付訂正業務(MSY01)で窓口提出(提出区分:A)に切り替えたうえで、全ての書類を税関の窓口へ提出することとなる。

2. 通関関係書類の電磁的記録による提出②

(2) 書類の提出方法等

- ① 原則として1申告ごとに、NACCSを利用した電磁的記録による提出、又は書類(紙)による窓口への提出のどちらかの方法を選択し提出する。
- ② 1申告につき1回のみ申告添付登録業務(MSX)を行うことを可能とする(申告添付訂正業務(MSY01)により追加・削除・差替えは、都度可能)。
- ③ 税関の開庁時間外であっても、申告添付登録業務(MSX)を行うことを可能とする(開庁時間外の事務の執行を求める届出書の提出は不要)。ただし、許可までを求める場合は、従来通り、届出が必要。
- ④ 申告添付登録業務(MSX)により通関関係書類がNACCSに登録された時が、税関へ書類を提出した時期となる。なお、開庁時間外に申告添付登録業務(MSX)を行った場合は、翌開庁日の開始時間が税関へ書類を提出した時期となる。
- ⑤ 申告添付登録業務(MSX)は、輸入(輸出)申告(IDC(EDC))を行った後に行うこととする。
なお、仕様上、輸入(輸出)申告(IDC(EDC))の前に申告添付登録業務(MSX)を行うことも可能であるが、輸入(輸出)申告(IDC(EDC))をした結果、書類の提出を要しない簡易審査扱い(区分1)となった場合は、NACCSによる原本保存は行われない。
- ⑥ 予備申告については、予備申告(IDC)を行った後、本申告を行う前までに申告添付登録業務(MSX)を行うこととする。
- ⑦ 申告添付登録業務(MSX)については、輸出入申告の日から3日以内に行うこととする。
ただし、簡易審査扱い(区分1)であって書類の提出が必要な場合は、許可後3日以内に行うこととする。
- ⑧ 申告添付登録業務(MSX)を利用して税関へ提出した書類は、NACCSにより原本保存が行われるため、輸出入者における当該書類(原本)の保存は不要とする。ただし、申告添付訂正業務(MSY01)により提出区分を窓口提出に切り替えた場合や、システム申告から書面による申告に切り替えた場合等はNACCSによる原本保存は行わない。
- ⑨ 航空貨物の輸出入申告に際して税関への提出を求めている「輸出入申告控」の提出は不要とする。

2. 通関関係書類の電磁的記録による提出③

(2) 書類の提出方法等 (つづき)

- ⑩ NACCSにより書類を提出する際には、提出する書類区分を設け、以下の4つのパターンを基本とする。
- イ 書類区分ごとに分けてそれぞれ提出。この場合、書類区分ごとの複数ファイルにより提出される。
 - ロ インボイス「IV」とその他の書類「OT」の2種類のファイルにより提出。
 - ハ 船荷証券・航空運送状「BL」とその他の書類「OT」の2種類のファイルにより提出。
 - ニ 全ての書類を1つのファイルにまとめて「AL」として提出。

【提出方法等の詳細】

1. 書類区分は、以下の通りを予定。
計算書「CA」、仕入書「IV」、パッキングリスト「PL」、船荷証券・航空運送状「BL」、保険料明細書「IS」、個別評価申告書「KH」、原産地証明書「OR」、関税割当証明書「TQ」、減免税の適用を受けるための明細書等「GM」、他法令に基づく許可・承認書等「OL」、全ての書類「AL」、その他の書類「OT」
 2. 全ての書類「AL」を利用する場合は、計算書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券、保険料明細書等の書面により提出する際の書類の順番に並べた状態で提出すること。また、提出ファイルの容量の都合上、同一の書類区分を複数ファイルに分割し、提出することも可能とする。
 3. その他の書類「OT」についても「AL」に準じた取扱いとする。
 4. 「AL」、「OT」により複数の書類を1つのファイルにまとめて提出した場合であって、その一部に訂正があった場合は、当該ファイルに係る全ての書類を再度提出することとなる。
 5. 書類区分ごとに提出された場合であって、その一部に訂正があった場合は、該当する書類区分のみを訂正することとなる。
 6. 減免税関係手続のうち電磁的記録による提出を可能とする書類については、整理したうえで周知する予定。
- ⑪ 商品説明書やカタログなどの原本保存を要しない参考資料は、MSB業務(最大3MBまで送信可)を利用して提出することも可能。その際には、ファイル名に申告番号等を付けて送信すること。
- ⑫ 機用品蔵入承認申請については、添付番号が税関へ配信されないため、申告添付登録業務(MSX)により書類を提出した場合は、申請先税関官署に電話又はMSA業務(メール機能)等により、書類を提出した旨を連絡することとする。

2. 通関関係書類の電磁的記録による提出④

(3) 電磁的記録により提出された書類の訂正(追加・削除・差替え)

- ① 申告後、許可前において電磁的記録等により電子的に提出された書類を、訂正(追加・削除・差替え)する必要がある場合は、電話又はMSA業務(メール機能)等により税関に予め申し出て了解を得たうえで、訂正を認めるものとする(「訂正申出書」等の提出は不要)。
- ② 輸出の許可後において、船積情報登録又は搭載完了登録の前までに、輸出の許可内容変更の申請に伴い電磁的記録により提出された書類を、訂正する必要がある場合は、電話又はMSA業務(メール機能)等により、税関に予め申し出て了解を得たうえで、訂正するものとする。
- ③ 輸出許可後においては、NACCSに保存された登録ファイルを削除することはできないため、許可内容変更申請時に訂正(追加、差替え)を行う場合は、申告添付訂正業務(MSY01)を行う際に、訂正(追加、差替え)したファイルであることが分かるようなファイル名とすること。

(4) 原本性の確認が必要な書類及び通関数量等の裏落としを必要とする書類等

- ① 原本性の確認が必要な書類(原産地証明書、他法令に基づく許可・承認書等)及び通関数量等の裏落としを必要とする書類(E/L、I/L、関税割当証明書、減免税対象貨物の一部書類等)については、電磁的記録により提出された書類により審査を行ったうえで、書面(紙)による確認が不要と判断した場合については許可する。
なお、書面(紙)により確認しなければ許可できないと判断した場合は、原本の提示・提出を求めるものとする。
- ② 書面(紙)による確認が必要となる場合とは、法令所管省庁から原本により他法令確認を行ったうえで許可することを要請された場合、及び記載内容等に疑義があり書面(紙)による確認が必要であると審査担当職員が判断した場合をいう。
なお、軽微な記載漏れ等であって輸出入者等からの補完説明により確認できるものについては書面(紙)による確認が必要となる場合にはあたらないものとする。

2. 通関関係書類の電磁的記録による提出⑤

(4) 原本性の確認が必要な書類及び通関数量等の裏落としを必要とする書類等（つづき）

- ③ 原本性の確認が必要な書類等については、輸出入許可の日から3日以内に書面（紙）により税関の窓口へ提出・提示を求めよう通達に規定する予定。提出に際しては、どの輸出入申告に係る書類であるかを容易に判別できるよう、提出する書類に申告年月日や申告番号等を明記すること（申告控の添付でも可）。
- ④ 輸入貨物に係る他法令に基づく許可・承認書等のうち、薬事法、植物防疫法、家畜伝染病予防法及び食品衛生法に基づく許可・承認書等については、写しによる他法令確認を可能とする予定であり、原本性の確認が必要な書類には含まれない。
- ⑤ 関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるものについても、電磁的記録による提出を認めることとするが、輸入許可の日から3日以内に会計検査院提出用の書類（1通）を書面（紙）により提出すること。
- ⑥ 申告添付登録業務（MSX）を利用して提出された原産地証明書、関税割当証明書等は「その他参考となる書類」としてNACCSにおいて原本保存される。なお、許可後に書面（紙）により提出された原産地証明書、他法令に基づく許可・承認書等については、税関は当該書類の原本として保存し、また、E/L、I/L、関税割当証明書、減免税対象貨物の一部書類等裏落としを必要とする書類については、税関が原本を確認したうえで返却する。
- ⑦ 原本性を確認する必要がある書類を税関の窓口で提出する必要があるか否かを判別できるよう申告控に新たな区分（例えば、「G1」、「G2」、「G3」）を表示させること、及び管理資料の配信を検討中。

（注）区分1については、通関関係書類の提出を省略する「1」、提出が必要であり電磁的記録による提出を可能とする「1Y」、提出が必要であり電磁的記録による提出を可能とするが原本の提出も必要な「G1」の3パターンの識別が必要となる。なお、「1Y」及び「G1」であって、電磁的記録により書類を提出した場合は、NACCSにより原本保存が行われる。

【現状】	【PDF等による提出を可能とした場合（検討中）】
1：提出省略	1：提出省略
1Y：書面により書類を提出	1Y：書類の提出が必要であり電磁的記録による提出が可能
	G1：提出が必要であり電磁的記録による提出が可能であるが、原本の提出も必要

2. 平成29年の次期NACCSの稼働を見据えた事前準備等

平成29年の次期NACCS稼働時においては、電磁的記録による提出を原則とし、書面での提出は例外とする方向で検討中であることから、これを見据えた事前の準備をしっかりとっておく必要がある。

(参考1)通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みの全体像

目標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒民間間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成25年度（2013年度）のNACCS等の更新時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
【これまでの取組み】
➢ 簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略(平成24年7月実施)
- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
⇒企業・関係業界等へのセールス
⇒電子インボイス業務の改善(桁数・欄数の増加等)
【これまでの取組み】
➢ 電子インボイス業務の入力項目について、NACCSのプログラム変更により、入力可能な品名の桁数(100→200)及び欄数(200→800)を拡大(平成24年10月実施)
- NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
【これまでの取組み】
➢ 平成25年10月の導入を目指してNACCS等のプログラム変更等の作業

平成29年度（2017年度）の次期NACCS等の稼働時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民間間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携(海上運送状、保険料明細書等)
- 通関手続に係る電子手続の原則化

(参考) 日本再興戦略(平成25年6月14日 閣議決定) 抜粋

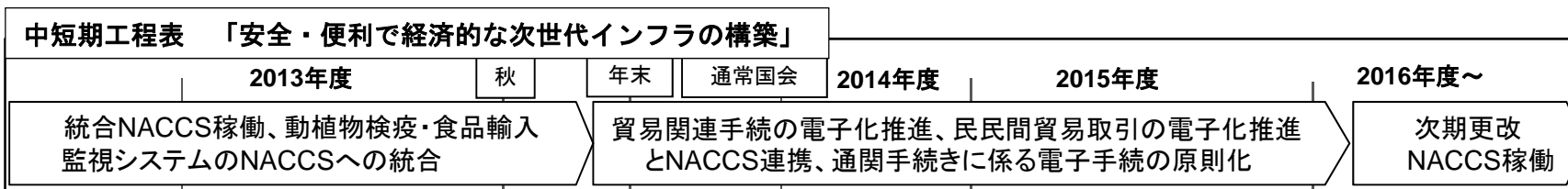
第Ⅱ. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 ②ヒトやモノが安全・快適に移動することができる社会

○物流システムの高度化

アジア諸国において、我が国の総合的物流情報プラットフォームシステムであるNACCSの導入を目指す。国内においては、本年10月までにまずは各種電子手続をNACCSに統合する等、貿易関連手続等の迅速化、ペーパーレス化を促進する。



(参考2)通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みの工程表

時期	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26～28年度	平成29年度
施策		10月	10月 平成25年度 NACCS等更新時期		10月 平成29年度次期 NACCS稼働時期
通関関係書類のペーパーレス化	通関関係書類の簡素化の検討		実施		
	電子インボイス業務の利用促進				
	電子インボイス業務を改善するためのシステム開発				
	通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の検討			PDF等による提出	
	<ul style="list-style-type: none"> 他法令手続の電子化の推進の検討 原本性が求められる通関関係書類の提出方法の検討 通関手続に関連する民民間の貿易取引における電子化の推進の検討 			順次実施	
税関における審査環境の整備等	電子情報の審査が可能な端末調達手続(ワイド画面化)		審査環境の更なる整備に係る検討・改善		
	職員周知	職員習熟訓練	職員習熟訓練		
	民間利用者への周知		民間利用者への周知		
	ペーパーレス化の促進				